

○銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十号) 別紙様式第1号

改正案	現行
<p>別紙様式第1号 (第18条第1項関係) (日本工業規格A4)</p> <p>(略)</p> <p>第2 第 期中 (年 月 日現在) 中間貸借対照表</p> <p>(略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。</p> <p>(1)~(5) (略)</p> <p>(6) 関係会社(会社計算規則第2条第3項第22号に規定する関係会社をいう。)の株式又は出資金の総額</p> <p>(7)~(16) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(以下略)</p>	<p>別紙様式第1号 (第18条第1項関係) (日本工業規格A4)</p> <p>(略)</p> <p>第2 第 期中 (年 月 日現在) 中間貸借対照表</p> <p>(略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。</p> <p>(1)~(5) (略)</p> <p>(6) 関係会社(会社計算規則第2条第3項第23号に規定する関係会社をいう。)の株式又は出資金の総額</p> <p>(7)~(16) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(以下略)</p>

○銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十号) 別紙様式第1号の2

改正案	現行
<p>別紙様式第1号の2 (第18条第1項関係) (日本工業規格A4)</p> <p>(略)</p> <p>第2 第 期中 (年 月 日現在) 中間貸借対照表</p> <p>(略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。</p> <p>(1)~(5) (略)</p> <p>(6) 関係会社(会社計算規則第2条第3項第22号に規定する関係会社をいう。)の株式又は出資金の総額</p> <p>(7)~(16) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(以下略)</p>	<p>別紙様式第1号の2 (第18条第1項関係) (日本工業規格A4)</p> <p>(略)</p> <p>第2 第 期中 (年 月 日現在) 中間貸借対照表</p> <p>(略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。</p> <p>(1)~(5) (略)</p> <p>(6) 関係会社(会社計算規則第2条第3項第23号に規定する関係会社をいう。)の株式又は出資金の総額</p> <p>(7)~(16) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(以下略)</p>

○銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十号) 別紙様式第3号

改正案	現行
<p>別紙様式第3号 (第18条第2項関係) (日本工業規格A4)</p> <p>(略)</p> <p>第2 第 期 末 (年 月 日現在) 貸借対照表</p> <p>(略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。</p> <p>(1)~(10) (略)</p> <p>(11) リースにより使用する有形固定資産及び無形固定資産に関する事項 (会社計算規則第108条の規定に従い記載すること。)</p> <p>(12) 関係会社(会社計算規則第2条第3項第22号に規定する関係会社をいう。以下同じ。)に対する金銭債権又は金銭債務をその金銭債権又は金銭債務が属する項目ごとに、他の金銭債権又は金銭債務と区分して表示していないときは、当該関係会社に対する金銭債権又は金銭債務の当該関係会社に対する金銭債権又は金銭債務が属する項目ごとの金額又は2以上の項目について一括した金額</p> <p>(13)~(20) (略)</p> <p>(21) 会社計算規則第2条第3項第51号に規定する連結配当規制適用会社については、当該事業年度の末日が最終事業年度の末日となる時後、連結配当規制適用会社となる旨</p> <p>(22)~(27) (略)</p> <p>2~6 (略)</p> <p>第3 第 期 $\left(\begin{array}{l} \text{年 月 日から} \\ \text{年 月 日まで} \end{array} \right)$ 損益計算書</p> <p>(略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>1~8 (略)</p> <p>9 関連当事者との取引に関する事項を会社計算規則第112条の規定に従い注記すること。</p> <p>10 (略)</p> <p>(以下略)</p>	<p>別紙様式第3号 (第18条第2項関係) (日本工業規格A4)</p> <p>(略)</p> <p>第2 第 期 末 (年 月 日現在) 貸借対照表</p> <p>(略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。</p> <p>(1)~(10) (略)</p> <p>(11) リースにより使用する有形固定資産及び無形固定資産に関する事項 (会社計算規則第139条の規定に従い記載すること。)</p> <p>(12) 関係会社(会社計算規則第2条第3項第23号に規定する関係会社をいう。以下同じ。)に対する金銭債権又は金銭債務をその金銭債権又は金銭債務が属する項目ごとに、他の金銭債権又は金銭債務と区分して表示していないときは、当該関係会社に対する金銭債権又は金銭債務の当該関係会社に対する金銭債権又は金銭債務が属する項目ごとの金額又は2以上の項目について一括した金額</p> <p>(13)~(20) (略)</p> <p>(21) 会社計算規則第2条第3項第72号に規定する連結配当規制適用会社については、当該事業年度の末日が最終事業年度の末日となる時後、連結配当規制適用会社となる旨</p> <p>(22)~(27) (略)</p> <p>2~6 (略)</p> <p>第3 第 期 $\left(\begin{array}{l} \text{年 月 日から} \\ \text{年 月 日まで} \end{array} \right)$ 損益計算書</p> <p>(略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>1~8 (略)</p> <p>9 関連当事者との取引に関する事項を会社計算規則第140条の規定に従い注記すること。</p> <p>10 (略)</p> <p>(以下略)</p>

○銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十号) 別紙様式第3号の2

改正案	現行
<p>別紙様式第3号の2 (第18条第2項関係) (日本工業規格A4)</p> <p>(略)</p> <p>第2 第 期 末 (年 月 日現在) 貸借対照表</p> <p>(略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。</p> <p>(1)~(10) (略)</p> <p>(11) リースにより使用する有形固定資産及び無形固定資産に関する事項 (会社計算規則第 108 条の規定に従い記載すること。)</p> <p>(12) 関係会社(会社計算規則第2条第3項第22号に規定する関係会社をいう。以下同じ。)に対する金銭債権又は金銭債務をその金銭債権又は金銭債務が属する項目ごとに、他の金銭債権又は金銭債務と区分して表示していないときは、当該関係会社に対する金銭債権又は金銭債務の当該関係会社に対する金銭債権又は金銭債務が属する項目ごとの金額又は2以上の項目について一括した金額</p> <p>(13)~(20) (略)</p> <p>(21) 会社計算規則第2条第3項第51号に規定する連結配当規制適用会社については、当該事業年度の末日が最終事業年度の末日となる時後、連結配当規制適用会社となる旨</p> <p>(22)~(27) (略)</p> <p>2~6 (略)</p> <p>第3 第 期 $\left(\begin{array}{l} \text{年 月 日から} \\ \text{年 月 日まで} \end{array} \right)$ 損益計算書</p> <p>(略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>1~8 (略)</p> <p>9 関連当事者との取引に関する事項を会社計算規則第112条の規定に従い注記すること。</p> <p>10 (略)</p> <p>(以下略)</p>	<p>別紙様式第3号の2 (第18条第2項関係) (日本工業規格A4)</p> <p>(略)</p> <p>第2 第 期 末 (年 月 日現在) 貸借対照表</p> <p>(略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。</p> <p>(1)~(10) (略)</p> <p>(11) リースにより使用する有形固定資産及び無形固定資産に関する事項 (会社計算規則第 139 条の規定に従い記載すること。)</p> <p>(12) 関係会社(会社計算規則第2条第3項第23号に規定する関係会社をいう。以下同じ。)に対する金銭債権又は金銭債務をその金銭債権又は金銭債務が属する項目ごとに、他の金銭債権又は金銭債務と区分して表示していないときは、当該関係会社に対する金銭債権又は金銭債務の当該関係会社に対する金銭債権又は金銭債務が属する項目ごとの金額又は2以上の項目について一括した金額</p> <p>(13)~(20) (略)</p> <p>(21) 会社計算規則第2条第3項第72号に規定する連結配当規制適用会社については、当該事業年度の末日が最終事業年度の末日となる時後、連結配当規制適用会社となる旨</p> <p>(22)~(27) (略)</p> <p>2~6 (略)</p> <p>第3 第 期 $\left(\begin{array}{l} \text{年 月 日から} \\ \text{年 月 日まで} \end{array} \right)$ 損益計算書</p> <p>(略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>1~8 (略)</p> <p>9 関連当事者との取引に関する事項を会社計算規則第140条の規定に従い注記すること。</p> <p>10 (略)</p> <p>(以下略)</p>

○銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十号) 別紙様式第4号

改正案	現行
<p>別紙様式第4号 (第18条第2項関係) (日本工業規格A4)</p> <p>(略)</p> <p>第2 年 月 日現在 貸借対照表</p> <p>(略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。</p> <p>(1)~(7) (略)</p> <p>(8) リースにより使用する有形固定資産及び無形固定資産に関する事項 (会社計算規則第 <u>108</u> 条の規定に従い記載すること。)</p> <p>(9)~(17) (略)</p> <p>2~6 (略)</p> <p>(以下略)</p>	<p>別紙様式第4号 (第18条第2項関係) (日本工業規格A4)</p> <p>(略)</p> <p>第2 年 月 日現在 貸借対照表</p> <p>(略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。</p> <p>(1)~(7) (略)</p> <p>(8) リースにより使用する有形固定資産及び無形固定資産に関する事項 (会社計算規則第 <u>139</u> 条の規定に従い記載すること。)</p> <p>(9)~(17) (略)</p> <p>2~6 (略)</p> <p>(以下略)</p>

○銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十号) 別紙様式第4号の2

改正案	現行
<p>別紙様式第4号の2 (第18条第2項関係) (日本工業規格A4)</p> <p>(略)</p> <p>第2 年 月 日現在 貸借対照表</p> <p>(略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。</p> <p>(1)~(7) (略)</p> <p>(8) リースにより使用する有形固定資産及び無形固定資産に関する事項 (会社計算規則第 <u>108</u> 条の規定に従い記載すること。)</p> <p>(9)~(17) (略)</p> <p>2~6 (略)</p> <p>(以下略)</p>	<p>別紙様式第4号の2 (第18条第2項関係) (日本工業規格A4)</p> <p>(略)</p> <p>第2 年 月 日現在 貸借対照表</p> <p>(略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。</p> <p>(1)~(7) (略)</p> <p>(8) リースにより使用する有形固定資産及び無形固定資産に関する事項 (会社計算規則第 <u>139</u> 条の規定に従い記載すること。)</p> <p>(9)~(17) (略)</p> <p>2~6 (略)</p> <p>(以下略)</p>

○銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十号) 別紙様式第5号

改正案	現行
<p>別紙様式第5号 (第18条第3項関係) (日本工業規格A4)</p> <p>(略)</p> <p>第2 中間連結財務諸表</p> <p>(略)</p> <p>2 (年 月 日現在) 中間連結貸借対照表</p> <p>(略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。</p> <p>(1)~(5) (略)</p> <p>(6) 関係会社(会社計算規則第2条第3項第22号に規定する関係会社をいう。)の株式又は出資金の総額</p> <p>(7)~(15) (略)</p> <p>2~5 (略)</p> <p>(以下略)</p>	<p>別紙様式第5号 (第18条第3項関係) (日本工業規格A4)</p> <p>(略)</p> <p>第2 中間連結財務諸表</p> <p>(略)</p> <p>2 (年 月 日現在) 中間連結貸借対照表</p> <p>(略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。</p> <p>(1)~(5) (略)</p> <p>(6) 関係会社(会社計算規則第2条第3項第23号に規定する関係会社をいう。)の株式又は出資金の総額</p> <p>(7)~(15) (略)</p> <p>2~5 (略)</p> <p>(以下略)</p>

○銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十号) 別紙様式第5号の2

改正案	現行
<p>別紙様式第5号の2 (第18条第4項関係) (日本工業規格A4)</p> <p>(略)</p> <p>第2 連結財務諸表</p> <p>(略)</p> <p>2 (年 月 日現在) 連結貸借対照表</p> <p>(略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。</p> <p>(1)~(8) (略)</p> <p>(9) リースにより使用する有形固定資産及び無形固定資産に関する事項 (会社計算規則第 <u>108</u> 条の規定に従い記載すること。)</p> <p>(10)・(11) (略)</p> <p>(12) 関係会社(会社計算規則第2条第3項第 <u>22</u> 号に規定する関係会社をいう。)の株式又は出資金の総額</p> <p>(13)~(21) (略)</p> <p>2~7 (略)</p> <p>(以下略)</p>	<p>別紙様式第5号の2 (第18条第4項関係) (日本工業規格A4)</p> <p>(略)</p> <p>第2 連結財務諸表</p> <p>(略)</p> <p>2 (年 月 日現在) 連結貸借対照表</p> <p>(略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。</p> <p>(1)~(8) (略)</p> <p>(9) リースにより使用する有形固定資産及び無形固定資産に関する事項 (会社計算規則第 <u>139</u> 条の規定に従い記載すること。)</p> <p>(10)・(11) (略)</p> <p>(12) 関係会社(会社計算規則第2条第3項第 <u>23</u> 号に規定する関係会社をいう。)の株式又は出資金の総額</p> <p>(13)~(21) (略)</p> <p>2~7 (略)</p> <p>(以下略)</p>

○銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十号) 別紙様式第6号

改正案	現行
<p>別紙様式第6号 (第19条第1項及び第6項関係)</p> <p>第1 第 期 中 間 決 算 公 告</p> <p>(略)</p> <p>中間貸借対照表 (年 月 日現在)</p> <p>(略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。</p> <p>(1)~(5) (略)</p> <p>(6) 関係会社 (会社計算規則第2条第3項第22号に規定する関係会社をいう。) の株式又は出資金の総額</p> <p>(7)~(17) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(以下略)</p>	<p>別紙様式第6号 (第19条第1項及び第6項関係)</p> <p>第1 第 期 中 間 決 算 公 告</p> <p>(略)</p> <p>中間貸借対照表 (年 月 日現在)</p> <p>(略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。</p> <p>(1)~(5) (略)</p> <p>(6) 関係会社 (会社計算規則第2条第3項第23号に規定する関係会社をいう。) の株式又は出資金の総額</p> <p>(7)~(17) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(以下略)</p>

○銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十号) 別紙様式第6号の2

改正案	現行
<p>別紙様式第6号の2 (第19条第1項及び第6項関係)</p> <p>第1 第 期 中 間 決 算 公 告</p> <p>(略)</p> <p>中間貸借対照表 (年 月 日現在)</p> <p>(略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。</p> <p>(1)~(5) (略)</p> <p>(6) 関係会社 (会社計算規則第2条第3項第22号に規定する関係会社をいう。) の株式又は出資金の総額</p> <p>(7)~(17) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(以下略)</p>	<p>別紙様式第6号の2 (第19条第1項及び第6項関係)</p> <p>第1 第 期 中 間 決 算 公 告</p> <p>(略)</p> <p>中間貸借対照表 (年 月 日現在)</p> <p>(略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。</p> <p>(1)~(5) (略)</p> <p>(6) 関係会社 (会社計算規則第2条第3項第23号に規定する関係会社をいう。) の株式又は出資金の総額</p> <p>(7)~(17) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(以下略)</p>

○銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十号) 別紙様式第6号の3

改正案	現行
<p>別紙様式第6号の3 (第19条第1項及び第6項関係)</p> <p>第1 第 期 決 算 公 告</p> <p>(略)</p> <p>貸借対照表 (年 月 日現在)</p> <p>(略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。</p> <p>(1)~(10) (略)</p> <p>(11) リースにより使用する有形固定資産及び無形固定資産に関する事項 (会社計算規則第 108 条の規定に従い記載すること。)</p> <p>(12) 関係会社 (会社計算規則第2条第3項第22号に規定する関係会社をいう。以下同じ。) に対する金銭債権又は金銭債務をその金銭債権又は金銭債務が属する項目ごとに、他の金銭債権又は金銭債務と区分して表示していないときは、当該関係会社に対する金銭債権又は金銭債務の当該関係会社に対する金銭債権又は金銭債務が属する項目ごとの金額又は2以上の項目について一括した金額</p> <p>(13)~(20) (略)</p> <p>(21) 会社計算規則第2条第3項第51号に規定する連結配当規制適用会社については、当該事業年度の末日が最終事業年度の末日となる時後、連結配当規制適用会社となる旨</p> <p>(22)~(28) (略)</p> <p>2~6 (略)</p> <p style="text-align: center;">損益計算書 $\left(\begin{array}{l} \text{年 月 日から} \\ \text{年 月 日まで} \end{array} \right)$</p> <p>(略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>1~8 (略)</p> <p>9 関連当事者との取引に関する事項を会社計算規則第112条の規定に従い注記すること。</p> <p>10 (略)</p> <p style="text-align: center;">(以下略)</p>	<p>別紙様式第6号の3 (第19条第1項及び第6項関係)</p> <p>第1 第 期 決 算 公 告</p> <p>(略)</p> <p>貸借対照表 (年 月 日現在)</p> <p>(略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。</p> <p>(1)~(10) (略)</p> <p>(11) リースにより使用する有形固定資産及び無形固定資産に関する事項 (会社計算規則第 139 条の規定に従い記載すること。)</p> <p>(12) 関係会社 (会社計算規則第2条第3項第23号に規定する関係会社をいう。以下同じ。) に対する金銭債権又は金銭債務をその金銭債権又は金銭債務が属する項目ごとに、他の金銭債権又は金銭債務と区分して表示していないときは、当該関係会社に対する金銭債権又は金銭債務の当該関係会社に対する金銭債権又は金銭債務が属する項目ごとの金額又は2以上の項目について一括した金額</p> <p>(13)~(20) (略)</p> <p>(21) 会社計算規則第2条第3項第72号に規定する連結配当規制適用会社については、当該事業年度の末日が最終事業年度の末日となる時後、連結配当規制適用会社となる旨</p> <p>(22)~(28) (略)</p> <p>2~6 (略)</p> <p style="text-align: center;">損益計算書 $\left(\begin{array}{l} \text{年 月 日から} \\ \text{年 月 日まで} \end{array} \right)$</p> <p>(略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>1~8 (略)</p> <p>9 関連当事者との取引に関する事項を会社計算規則第140条の規定に従い注記すること。</p> <p>10 (略)</p> <p style="text-align: center;">(以下略)</p>

○銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十号) 別紙様式第6号の4

改正案	現行
<p>別紙様式第6号の4 (第19条第1項及び第6項関係)</p> <p style="text-align: center;">第1 第 期 決 算 公 告</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p style="text-align: center;">貸借対照表 (年 月 日現在)</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。</p> <p>(1)~(10) (略)</p> <p>(11) リースにより使用する有形固定資産及び無形固定資産に関する事項 (会社計算規則第 108 条の規定に従い記載すること。)</p> <p>(12) 関係会社 (会社計算規則第2条第3項第22号に規定する関係会社をいう。以下同じ。) に対する金銭債権又は金銭債務をその金銭債権又は金銭債務が属する項目ごとに、他の金銭債権又は金銭債務と区分して表示していないときは、当該関係会社に対する金銭債権又は金銭債務の当該関係会社に対する金銭債権又は金銭債務が属する項目ごとの金額又は2以上の項目について一括した金額</p> <p>(13)~(20) (略)</p> <p>(21) 会社計算規則第2条第3項第51号に規定する連結配当規制適用会社については、当該事業年度の末日が最終事業年度の末日となる時後、連結配当規制適用会社となる旨</p> <p>(22)~(28) (略)</p> <p>2~6 (略)</p> <p style="text-align: center;">損益計算書 $\left(\begin{array}{l} \text{年 月 日から} \\ \text{年 月 日まで} \end{array} \right)$</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>1~8 (略)</p> <p>9 関連当事者との取引に関する事項を会社計算規則第112条の規定に従い注記すること。</p> <p>10 (略)</p> <p style="text-align: center;">(以下略)</p>	<p>別紙様式第6号の4 (第19条第1項及び第6項関係)</p> <p style="text-align: center;">第1 第 期 決 算 公 告</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p style="text-align: center;">貸借対照表 (年 月 日現在)</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。</p> <p>(1)~(10) (略)</p> <p>(11) リースにより使用する有形固定資産及び無形固定資産に関する事項 (会社計算規則第 139 条の規定に従い記載すること。)</p> <p>(12) 関係会社 (会社計算規則第2条第3項第23号に規定する関係会社をいう。以下同じ。) に対する金銭債権又は金銭債務をその金銭債権又は金銭債務が属する項目ごとに、他の金銭債権又は金銭債務と区分して表示していないときは、当該関係会社に対する金銭債権又は金銭債務の当該関係会社に対する金銭債権又は金銭債務が属する項目ごとの金額又は2以上の項目について一括した金額</p> <p>(13)~(20) (略)</p> <p>(21) 会社計算規則第2条第3項第72号に規定する連結配当規制適用会社については、当該事業年度の末日が最終事業年度の末日となる時後、連結配当規制適用会社となる旨</p> <p>(22)~(28) (略)</p> <p>2~6 (略)</p> <p style="text-align: center;">損益計算書 $\left(\begin{array}{l} \text{年 月 日から} \\ \text{年 月 日まで} \end{array} \right)$</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>1~8 (略)</p> <p>9 関連当事者との取引に関する事項を会社計算規則第140条の規定に従い注記すること。</p> <p>10 (略)</p> <p style="text-align: center;">(以下略)</p>

○銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十号) 別紙様式第7号の3

改正案	現行
<p>別紙様式第7号の3 (第19条第1項及び第6項関係)</p> <p>第1 第 期 決 算 公 告</p> <p>(略)</p> <p>貸借対照表 (年 月 日現在)</p> <p>(略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。</p> <p>(1)~(7) (略)</p> <p>(8) リースにより使用する有形固定資産及び無形固定資産に関する事項 (会社計算規則第 <u>108</u> 条の規定に従い記載すること。)</p> <p>(9)~(17) (略)</p> <p>2~6 (略)</p> <p>(以下略)</p>	<p>別紙様式第7号の3 (第19条第1項及び第6項関係)</p> <p>第1 第 期 決 算 公 告</p> <p>(略)</p> <p>貸借対照表 (年 月 日現在)</p> <p>(略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。</p> <p>(1)~(7) (略)</p> <p>(8) リースにより使用する有形固定資産及び無形固定資産に関する事項 (会社計算規則第 <u>139</u> 条の規定に従い記載すること。)</p> <p>(9)~(17) (略)</p> <p>2~6 (略)</p> <p>(以下略)</p>

○銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十号) 別紙様式第7号の4

改正案	現行
<p>別紙様式第7号の4 (第19条第1項及び第6項関係)</p> <p>第1 第 期 決 算 公 告</p> <p>(略)</p> <p>貸借対照表 (年 月 日現在)</p> <p>(略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。</p> <p>(1)~(7) (略)</p> <p>(8) リースにより使用する有形固定資産及び無形固定資産に関する事項 (会社計算規則第 <u>108</u> 条の規定に従い記載すること。)</p> <p>(9)~(17) (略)</p> <p>2~6 (略)</p> <p>(以下略)</p>	<p>別紙様式第7号の4 (第19条第1項及び第6項関係)</p> <p>第1 第 期 決 算 公 告</p> <p>(略)</p> <p>貸借対照表 (年 月 日現在)</p> <p>(略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。</p> <p>(1)~(7) (略)</p> <p>(8) リースにより使用する有形固定資産及び無形固定資産に関する事項 (会社計算規則第 <u>139</u> 条の規定に従い記載すること。)</p> <p>(9)~(17) (略)</p> <p>2~6 (略)</p> <p>(以下略)</p>

○銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十号) 別紙様式第8号

改正案	現行
<p>別紙様式第8号 (第19条第2項及び第6項関係)</p> <p>第1 第 期 中 間 決 算 公 告</p> <p>(略)</p> <p>中間連結貸借対照表 (年 月 日現在)</p> <p>(略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。</p> <p>(1)~(5) (略)</p> <p>(6) 関係会社(会社計算規則第2条第3項第22号に規定する関係会社をいう。)の株式又は出資金の総額</p> <p>(7)~(16) (略)</p> <p>3~6 (略)</p> <p>(以下略)</p>	<p>別紙様式第8号 (第19条第2項及び第6項関係)</p> <p>第1 第 期 中 間 決 算 公 告</p> <p>(略)</p> <p>中間連結貸借対照表 (年 月 日現在)</p> <p>(略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。</p> <p>(1)~(5) (略)</p> <p>(6) 関係会社(会社計算規則第2条第3項第23号に規定する関係会社をいう。)の株式又は出資金の総額</p> <p>(7)~(16) (略)</p> <p>3~6 (略)</p> <p>(以下略)</p>

○銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十号) 別紙様式第8号の2

改正案	現行
<p>別紙様式第8号の2 (第19条第2項及び第6項関係)</p> <p>第1 第 期 決 算 公 告</p> <p>(略)</p> <p>連結貸借対照表 (年 月 日現在)</p> <p>(略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。</p> <p>(1)~(8) (略)</p> <p>(9) リースにより使用する有形固定資産及び無形固定資産に関する事項 (会社計算規則第 <u>108</u> 条の規定に従い記載すること。)</p> <p>(10)・(11) (略)</p> <p>(12) 関係会社 (会社計算規則第2条第3項第 <u>22</u> 号に規定する関係会社をいう。) の株式又は出資金の総額</p> <p>(13)~(22) (略)</p> <p>3~8 (略)</p> <p>(以下略)</p>	<p>別紙様式第8号の2 (第19条第2項及び第6項関係)</p> <p>第1 第 期 決 算 公 告</p> <p>(略)</p> <p>連結貸借対照表 (年 月 日現在)</p> <p>(略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。</p> <p>(1)~(8) (略)</p> <p>(9) リースにより使用する有形固定資産及び無形固定資産に関する事項 (会社計算規則第 <u>139</u> 条の規定に従い記載すること。)</p> <p>(10)・(11) (略)</p> <p>(12) 関係会社 (会社計算規則第2条第3項第 <u>23</u> 号に規定する関係会社をいう。) の株式又は出資金の総額</p> <p>(13)~(22) (略)</p> <p>3~8 (略)</p> <p>(以下略)</p>

○銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十号) 別紙様式第9号

改正案	現行
<p>別紙様式第9号 (第20条第1項関係)</p> <p style="text-align: center;">第 期 $\left[\begin{array}{l} \text{年 月 日から} \\ \text{年 月 日まで} \end{array} \right]$ 事業報告</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>1～6 (略)</p> <p>7 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針 (記載上の注意) 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めている場合には、会社法施行規則第118条第3号の規定に従い記載すること。</p> <p>8～10 (略)</p>	<p>別紙様式第9号 (第20条第1項関係)</p> <p style="text-align: center;">第 期 $\left[\begin{array}{l} \text{年 月 日から} \\ \text{年 月 日まで} \end{array} \right]$ 事業報告</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>1～6 (略)</p> <p>7 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針 (記載上の注意) 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めている場合には、会社法施行規則第127条第1号から第3号までの規定に従い記載すること。</p> <p>8～10 (略)</p>

○銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十号) 別紙様式第9号の2

改正案	現行
<p>別紙様式第9号の2 (第20条第1項関係)</p> <p style="text-align: center;">第 期 $\left[\begin{array}{l} \text{年 月 日から} \\ \text{年 月 日まで} \end{array} \right]$ 事業報告</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>1～6 (略)</p> <p>7 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針 (記載上の注意) 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めている場合には、会社法施行規則第118条第3号の規定に従い記載すること。</p> <p>8～10 (略)</p>	<p>別紙様式第9号の2 (第20条第1項関係)</p> <p style="text-align: center;">第 期 $\left[\begin{array}{l} \text{年 月 日から} \\ \text{年 月 日まで} \end{array} \right]$ 事業報告</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>1～6 (略)</p> <p>7 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針 (記載上の注意) 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めている場合には、会社法施行規則第127条第1号から第3号までの規定に従い記載すること。</p> <p>8～10 (略)</p>

○銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十号) 別紙様式第 11 号

改正案	現行
別紙様式第 11 号 (第 34 条の 24 第 1 項関係) (日本工業規格 A 4)	別紙様式第 11 号 (第 34 条の 24 第 1 項関係) (日本工業規格 A 4)
(略)	(略)
第 2 中間連結財務諸表	第 2 中間連結財務諸表
(略)	(略)
2 第 期中 (年 月 日現在) 中間連結貸借対照表	2 第 期中 (年 月 日現在) 中間連結貸借対照表
(略)	(略)
(記載上の注意)	(記載上の注意)
1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。	1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。
(1)~(5) (略)	(1)~(5) (略)
(6) 関係会社(会社計算規則第 2 条第 3 項第 22 号に規定する関係会社をいう。)の株式又は出資金の総額	(6) 関係会社(会社計算規則第 2 条第 3 項第 23 号に規定する関係会社をいう。)の株式又は出資金の総額
(7)~(15) (略)	(7)~(15) (略)
2~6 (略)	2~6 (略)
(以下略)	(以下略)

○銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十号) 別紙様式第 12 号

改正案	現行
<p>別紙様式第 12 号 (第 34 条の 24 第 2 項関係) (日本工業規格 A 4)</p> <p>(略)</p> <p>第 2 連結財務諸表</p> <p>(略)</p> <p>2 第 期末 (年 月 日現在) 連結貸借対照表</p> <p>(略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。</p> <p>(1)~(8) (略)</p> <p>(9) リースにより使用する有形固定資産及び無形固定資産に関する事項 (会社計算規則第 108 条の規定に従い記載すること。)</p> <p>(10)・(11) (略)</p> <p>(12) 関係会社 (会社計算規則第 2 条第 3 項第 22 号に規定する関係会社をいう。) の株式又は出資金の総額</p> <p>(13)~(21) (略)</p> <p>2~8 (略)</p> <p>(以下略)</p>	<p>別紙様式第 12 号 (第 34 条の 24 第 2 項関係) (日本工業規格 A 4)</p> <p>(略)</p> <p>第 2 連結財務諸表</p> <p>(略)</p> <p>2 第 期末 (年 月 日現在) 連結貸借対照表</p> <p>(略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。</p> <p>(1)~(8) (略)</p> <p>(9) リースにより使用する有形固定資産及び無形固定資産に関する事項 (会社計算規則第 139 条の規定に従い記載すること。)</p> <p>(10)・(11) (略)</p> <p>(12) 関係会社 (会社計算規則第 2 条第 3 項第 23 号に規定する関係会社をいう。) の株式又は出資金の総額</p> <p>(13)~(21) (略)</p> <p>2~8 (略)</p> <p>(以下略)</p>

○銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十号) 別紙様式第 13 号

改正案	現行
<p>別紙様式第 13 号 (第 34 条の 25 第 1 項及び第 4 項関係)</p> <p>第 1 第 期 中 間 決 算 公 告</p> <p>(略)</p> <p>中間連結貸借対照表 (年 月 日現在)</p> <p>(略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。</p> <p>(1)~(5) (略)</p> <p>(6) 関係会社 (会社計算規則第 2 条第 3 項第 22 号に規定する関係会社をいう。) の株式又は出資金の総額</p> <p>(7)~(16) (略)</p> <p>3~7 (略)</p> <p>(以下略)</p>	<p>別紙様式第 13 号 (第 34 条の 25 第 1 項及び第 4 項関係)</p> <p>第 1 第 期 中 間 決 算 公 告</p> <p>(略)</p> <p>中間連結貸借対照表 (年 月 日現在)</p> <p>(略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。</p> <p>(1)~(5) (略)</p> <p>(6) 関係会社 (会社計算規則第 2 条第 3 項第 23 号に規定する関係会社をいう。) の株式又は出資金の総額</p> <p>(7)~(16) (略)</p> <p>3~7 (略)</p> <p>(以下略)</p>

○銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十号) 別紙様式第 13 号の2

改正案	現行
<p>別紙様式第 13 号の 2 (第 34 条の 25 第 1 項及び第 4 項関係)</p> <p>第 1 第 期 決 算 公 告</p> <p>(略)</p> <p>連結貸借対照表 (年 月 日現在)</p> <p>(略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。</p> <p>(1)~(8) (略)</p> <p>(9) リースにより使用する有形固定資産及び無形固定資産に関する事項 (会社計算規則第 108 条の規定に従い記載すること。)</p> <p>(10)・(11) (略)</p> <p>(12) 関係会社 (会社計算規則第 2 条第 3 項第 22 号に規定する関係会社をいう。) の株式又は出資金の総額</p> <p>(13)~(22) (略)</p> <p>3 ~ 9 (略)</p> <p>(以下略)</p>	<p>別紙様式第 13 号の 2 (第 34 条の 25 第 1 項及び第 4 項関係)</p> <p>第 1 第 期 決 算 公 告</p> <p>(略)</p> <p>連結貸借対照表 (年 月 日現在)</p> <p>(略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。</p> <p>(1)~(8) (略)</p> <p>(9) リースにより使用する有形固定資産及び無形固定資産に関する事項 (会社計算規則第 139 条の規定に従い記載すること。)</p> <p>(10)・(11) (略)</p> <p>(12) 関係会社 (会社計算規則第 2 条第 3 項第 23 号に規定する関係会社をいう。) の株式又は出資金の総額</p> <p>(13)~(22) (略)</p> <p>3 ~ 9 (略)</p> <p>(以下略)</p>

○銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十号) 別紙様式第 14 号

改正案	現行
<p>別紙様式第 14 号 (第 34 条の 28 第 1 項関係)</p> <p>第 期 $\left[\begin{array}{l} \text{年 月 日から} \\ \text{年 月 日まで} \end{array} \right]$ 事業報告</p> <p>(略)</p> <p>1～6 (略)</p> <p>7 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針 (記載上の注意) 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めている場合には、会社法施行規則第 118 条第 3 号の規定に従い記載すること。</p> <p>8～10 (略)</p> <p>(以下略)</p>	<p>別紙様式第 14 号 (第 34 条の 28 第 1 項関係)</p> <p>第 期 $\left[\begin{array}{l} \text{年 月 日から} \\ \text{年 月 日まで} \end{array} \right]$ 事業報告</p> <p>(略)</p> <p>1～6 (略)</p> <p>7 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針 (記載上の注意) 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めている場合には、会社法施行規則第 127 条第 1 号から第 3 号までの規定に従い記載すること。</p> <p>8～10 (略)</p> <p>(以下略)</p>